

第 1 6 回 渋川市農業委員会総会 議事録

開会の日時 令和 5 年 5 月 9 日 午前 9 時 3 0 分
 閉会の日時 令和 5 年 5 月 9 日 午前 1 0 時 1 0 分
 開会の場所 市役所第二庁舎 2 0 1 会議室

委員

議席	氏 名	出席	欠席	備 考
1	眞 下 繁 美	○		
2	高 橋 昭 彦	○		
3	都 丸 正 隆	○		
4	齊 藤 由 香	○		
5	鳥 山 孝 子	○		
6	廣 瀬 淳	○		
7	岸 正 二	○		
8	田 中 修 之	○		
9	石 田 恵 治	○		
10	青 木 明 雄	○		
11	内 山 繁 司	○		
12	奈 良 嘉 祐	○		
13	斉 藤 美 保	○		
14	角 田 壽 一		○	
15	飯 塚 敬 子	○		
16	野 村 隆		○	
17	青 木 洋 一	○		
18	石 田 玉 枝	○		
19	山 本 彰一郎	○		

渋川市農業委員会総会会議規則第 2 0 条の規定による出席者

	齋 藤 光 男	○		農地利用最適化推進委員委員長
	岩 崎 雅 信	○		農地利用最適化推進委員副委員長
	阿 部 正 雄	○		農地利用最適化推進委員班長
	諸 田 好 真	○		農地利用最適化推進委員班長

議事録署名委員	議席 6 番	廣瀬 淳	委員
	議席 1 2 番	奈良 嘉祐	委員

議事参与が制限された委員数 0 人 傍聴人数 0 人

委員以外の出席者	事務局長	福田 順夫	
	統括主幹	(農地調整係長)	吉田 徳之
	統括主幹	(農業振興係長)	池田 恵美
	主 事	吉田 智洋	

会 議 の 顛 末

開 会 <午前9時30分>

事務局

おはようございます。

定刻となりましたので、第16回渋川市農業委員会総会を開会いたします。

また、議案書の差し替えがありましたので、ご報告いたします。

差し替えの理由については、差し替え前の議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請について（保留分）が、議案書発送後、取下げがあったためです。この議案第4号が取り下げとなったことに伴い、議案番号も修正させていただきましたので、修正した議案書をお手元に配布させていただきました。

それでは、渋川市農業委員会総会会議規則第2条第3項の規定によりまして、山本会長に議長を務めていただき、議事進行をお願いいたします。

以降、着座にて説明させていただきます。

議 長

皆さんおはようございます。

始まる前にご協力願います。 会議に支障をきたすため、携帯電話等はマナーモード又は電源を切っていただきたいと思います。

それから、皆さんにお願いをしなければならない部分なんですけど、マスクの着用は、昨日の段階をもって、全国的に自由という話になっております。ただ、先月の総会の時にも冒頭でお話させていただいたんですけども、マスクについては、しばらくの間様子を見ましょうということで、ご協力のほどよろしくお願いします。

それでは、令和5年度第16回渋川市農業委員会総会を開会いたします。

皆さまのご協力により、スムーズに議事進行を進めたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

ただいまの出席委員は、19人中17人で会議は成立しております。

なお、議席番号14番、角田壽一委員、議席番号16番、野村隆委員から欠席の届出がございました。

それでは早速ですが、議事に入ります。

まず、議事日程第1、会期の決定を議題とします。

お諮りいたします。本会議の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたします。
続きまして、議事日程第2、議事録署名委員の指名を議題とします。
議事録署名委員に、議席番号6番、廣瀬淳委員、議席番号12番、奈良
嘉祐委員を指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。よって、議事録署名委員は廣瀬淳委員と奈良
嘉祐委員に決定いたしました。

続きまして、議事日程第3、報告第1号、農地法第5条の規定による
許可決定についてを議題とします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 はい、議長。事務局長。

議 長 はい、事務局長。

事務局 ただいまご上程いただきました、報告第1号、農地法第5条の規定に
よる許可決定についてをご説明いたします。

報告書の1ページをお願いいたします。

農地法第5条の規定による許可決定について、次のとおり許可指令
書を交付いたしましたので、ご報告いたします。

本件につきましては、農地法第5条関係の許可番号5の14、記載の1
件について、群馬県農業会議ネットワーク機構へ令和5年4月17日に
意見聴取をいたしましたところ、同日をもって許可妥当との回答があ
りました。

つきましては、渋川市農業委員会会長専決規定第2条に基づき、許
可指令書を関係者へ交付いたしましたので、ご報告するものでござい
ます。

以上で、報告第1号の説明を終わります。

議 長 事務局の報告が終わりました。
質疑等がございましたらお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認め、質疑を終結します。

続きまして、議事日程第4、報告第2号、農地法第18条第6項の規定
による通知についてを議題とします。事務局の説明をお願いいたしま
す。

事務局 はい、議長。事務局長。

議長 はい、事務局長。

事務局 ただいまご上程いただきました、報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知についてをご説明いたします。

報告書の3ページをお願いいたします。

農地法第18条第6項の規定による通知について、次のとおり受理しましたのでご報告いたします。

届出は、3ページに記載の1件で、表頭左から番号、受付年月日、住所、賃貸人、賃借人、土地の表示及び面積、賃貸借を契約をした日、合意解約の合意が成立した日、賃貸借の合意による解約をした日及び土地の引き渡し時期は、記載のとおりであります。

以上で、報告第2号の説明を終わります。

議長 事務局の報告が終わりました。
質疑等がございましたらお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結します。
続きまして、議事日程第5、報告第3号、農地使用貸借合意解約通知についてを議題とします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 はい、議長。事務局長。

議長 はい、事務局長。

事務局 ただいまご上程いただきました、報告第3号、農地使用貸借合意解約通知についてをご説明いたします。

報告書の5ページをお願いいたします。

農地使用貸借合意解約通知について、次のとおり受理しましたのでご報告いたします。

届出は、5ページに記載の番号1番の1件で、表頭左から番号、受付年月日、住所、貸付人、借受人、土地の表示及び面積、契約をした日、合意解約が成立した日、合意による解約をした日及び土地の引き渡し時期は、記載のとおりであります。

以上で、報告第3号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議 長	事務局の報告が終わりました。 質疑等がございましたらお願いいたします。 （「質疑なし」の声あり）
議 長	質疑なしと認め、質疑を終結します。 続きまして、議事日程第6、報告第4号、農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを議題とします。事務局の説明をお願いいたします。
事務局	はい、議長。事務局長。
議 長	はい、事務局長。
事務局	ただいまご上程いただきました、報告第4号、農地法第3条の3第1項の規定による届出についてをご説明いたします。 報告書の7ページをお願いいたします。 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、次のとおり受理しましたのでご報告いたします。 届出は、7ページから10ページに記載の番号1番から8番の8件で、表頭の左から番号、受付年月日、住所、届出者、土地の表示及び面積、権利を取得した日、権利を取得した事由は相続及び持分放棄、取得をした権利の種類は所有権であります。 以上で、報告第4号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。
議 長	事務局の報告が終わりました。 質疑等がございましたらお願いいたします。 （「質疑なし」の声あり）
議 長	質疑なしと認め、質疑を終結します。 続きまして、議事日程第7、報告第5号、農地転用申請に伴う現地調査についてを議題とします。それでは、渋川・小野上地区を青木明雄委員、子持・赤城・北橘地区を齊藤由香委員から報告をお願いします。最初に青木委員、お願いいたします。
10 番	はい。10番、青木です。着座にて説明させていただきます。 令和5年4月27日に実施しました、第1班、渋川・小野上地区の現地

調査報告をいたします。参加者は高橋委員、田中委員、野村委員と私、青木。事務局は吉田係長、吉田主事の計6名で実施しました。

渋川・小野上地区の今回の許可申請は、第4条による申請が1件、第5条による申請が10件、合計11件でありました。

それでは、議案書に沿って報告します。

なお、別冊の案内図の番号は、議案書の申請番号と同じですので一緒にご覧ください。

始めに4条申請であります。

3ページをご覧ください。

申請番号4の1番の現地は、東と南は畑、西は雑種地、北は宅地となっています。申請地は問題ないと思います。

次に5条申請であります。

9ページをご覧ください。

申請番号5の1番の現地は、東と西は宅地、南は水路、北は一体利用する同月申請されている申請番号5の2番の申請地と畑となっています。申請地は問題ないと思います。

申請番号5の2番の現地は、東は宅地、西は畑、南は一体利用する同月申請されている申請番号5の1番の申請地、北は道路となっています。申請地は問題ないと思います。

申請番号5の3番の現地は、東と北は道路、西は宅地、南は雑種地となっています。申請地は問題ないと思います。

10ページをご覧ください。

申請番号5の4番の現地は、東は一体利用する宅地、西と南は畑、北は一体利用する宅地と道路となっています。申請地は問題ないと思います。

申請番号5の5番の現地は、東と南と北は田、西は道路となっています。申請地は問題ないと思います。

申請番号5の6番の現地は、東と北は道路、西は畑と宅地、南は宅地となっています。申請地は問題ないと思います。

申請番号5の7番の現地は、東と北は田、西は転用許可済地、南は道路となっています。申請地は問題ないと思います。

11ページをご覧ください。

申請番号5の8番の現地は、東と西は田、南と北は道路となっています。申請地は問題ないと思います。

申請番号5の9番の現地は、東は畑と宅地、西と北は道路、南は同月申請されている申請番号5の10番の申請地となっています。申請地は問題ないと思います。

申請番号5の10番の現地は、東は畑、西は道路、南は一体利用する宅地、北は同月申請されている申請番号5の9番の申請地となっています。申請地は問題ないと思います。

なお、農地区分につきましては、現地調査出発前に事務局提示の資料により説明を受け、現地において調査委員全員で確認した結果、議案書に記載のとおりと思われます。

以上で、第1班、渋川・小野上地区の現地調査報告を終わります。

議長

ありがとうございました。

続きまして、齊藤委員、お願いできますか。

4 番

はい。4番、齊藤。着座にて説明させていただきます。

令和5年4月27日に実施しました、第1班、子持・赤城・北橘地区の現地調査報告をいたします。参加者は、飯塚委員、角田委員、内山委員、奈良委員と私、齊藤。事務局は、池田係長、奥山主事の計7名で実施しました。

今回の子持・赤城・北橘地区の許可申請は、第4条による申請が2件、第5条による許可後の計画変更申請が1件、第5条による申請（保留分）が1件、第5条による申請が6件、合計10件でありました。

それでは、議案書に沿って報告いたします。

なお、別冊の案内図の番号は、議案書の申請番号と同じですので一緒にご覧ください。

始めに、4条申請であります。

3ページをご覧ください。

申請番号4の2番の現地は、東と南と北は雑種地、西は宅地となっています。申請地は問題ないと思われます。

申請番号4の3番の現地は、東と北は雑種地、西は道路、南は宅地となっています。申請地は問題ないと思われます。

次に、5条の計画変更申請であります。

5ページをご覧ください。

申請番号1番の現地は、東と北は道路、西と南は宅地となっています。申請地は問題ないと思われます。

次に、5条申請（保留分）であります。

7ページをご覧ください。

申請番号5の10番（保留分）の現地は、東は宅地と道路、西は畑、南は山林、北は一体利用する宅地となっています。申請地は問題ないと思われます。

次に5条申請であります。

10ページをご覧ください。

申請番号5の11番の現地は、東は宅地と畑、西は宅地、南は畑、北は道路となっています。申請地は問題ないと思われます。

申請番号5の12番の現地は、東は宅地と道路、西は鉄道用地、南は宅地と田、北は宅地となっています。申請地は問題ないと思われます。

申請番号5の13番の現地は、東は畑、西は畑と雑種地、南は道路、北は雑種地となっています。申請地は問題ないと思われます。

11ページをご覧ください。

申請番号5の14番の現地は、東と南と北は水路、西は田となっています。申請地は問題ないと思われます。

申請番号5の15番の現地は、東は道路と雑種地、西は道路と宅地、南は雑種地、北は宅地と雑種地となっています。申請地は問題ないと思われます。

申請番号5の16番の現地は、東と西は宅地、南は道路、北は畑となっています。申請地は問題ないと思われます。

なお、農地区分につきましては、現地調査出発前に事務局提示の資料により説明を受け、現地において調査委員全員で確認した結果、議案書に記載のとおりと思われます。

以上で、第1班、子持・赤城・北橋地区の現地調査報告を終わります。

議長

ありがとうございました。

現地調査の報告が終わりました。ただいまの報告につきまして、質疑等がありましたらお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

議長

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

以上で現地調査報告を終わります。

続きまして、議事日程第8、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とし、処分の決定を求めます。

申請番号3の1番から2番の2件を上程し、審議いたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局

はい、議長。農地調整係長。

議長

はい、農地調整係長。

事務局

ただいまご上程いただきました、農地法第3条の規定による許可申請につきまして、ご説明いたします。

議案書の1ページをお願いいたします。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、次のとおり農地法第3条の規定による許可申請がありましたので、処分の決定を総会をお願いするものです。

申請番号3の1番から2番につきまして、権利関係、土地の所在及び面積等並びに申請人の住所、氏名、経営状況等につきましては、議案書に記載のとおりです。

申請番号3の1番は、受人がすでに埋設してある地下導水管部分について、将来にわたり適切に維持管理するため、権利の設定を行うものです。

申請番号3の2番は、農業経営効率化のための申請となります。

また、お手元に配付してあります、農地法第3条調査書につきましては、記載のとおりです。

以上で、農地法第3条の規定による許可申請の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。

申請番号3の1番から2番の2件についてを審議いたします。ただいまの事務局説明及びお手元の3条調査書内容について、質疑のある方はお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。

お諮りします。議案第1号、申請番号3の1番から2番の2件については、許可することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認め、申請番号3の1番から2番の2件については、議案のとおり許可することに決しました。

続きまして、議事日程第9、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請についてを議題とし、処分の決定を求めます。

申請番号4の1番から3番の3件を上程し、審議いたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局

はい、議長。農地調整係長。

議 長

はい、農地調整係長。

事務局

ただいまご上程いただきました、農地法第4条の規定による許可申請につきまして、ご説明いたします。

議案書3ページをお願いいたします。

議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について、次のとお

り農地法第4条の規定による許可申請がありましたので、処分の決定を総会にお願いするものです。

申請番号4の1番から3番につきまして、申請地の所在、面積等及び申請人の住所、氏名並びに転用目的、農地区分等については、議案書に記載のとおりです。

申請番号4の1番は、都市計画法の用途地域内にあり、農地区分は議案書に記載のとおりです。

申請番号4の2番は、JRの駅から約150メートルのところに位置しており、農地区分は議案書に記載のとおりと思われます。

なお、申請地はすでに農地以外の利用がなされており、申請人より始末書が出されています。

申請番号4の3番は、JRの駅から約150メートルのところに位置しており、農地区分は議案書に記載のとおりと思われます。

以上で、農地法第4条の規定による許可申請の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。

申請番号4の1番から3番の3件について審議します。質疑のある方はお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。

お諮りします。議案第2号、申請番号4の1番から3番の3件については、許可することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認め、申請番号4の1番から3番の3件については、議案のとおり許可することに決しました。

続きまして、議事日程第10、議案第3号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請についてを議題とし、処分の決定を求めます。申請番号1番の1件を上程し、審議いたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局

はい、議長。農地調整係長。

議 長

はい、農地調整係長。

事務局

ただいまご上程いただきました、農地法第5条の規定による許可後

の計画変更申請につきましてご説明いたします。

議案書の5ページをお願いいたします。

議案第3号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について、次のとおり農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請がありましたので、処分の決定を総会にお願いするものです。

申請番号1番につきまして、申請人の住所、氏名等、土地の表示、転用目的等は、議案書に記載のとおりです。

申請番号1番は、変更前申請人は令和4年5月18日付指令により、建売住宅用地4棟として、農地法第5条の規定による許可を受けましたが、一部計画を実行できませんでした。一方、変更後申請人は、申請地を一般住宅用地として計画するものであり、売買による両者の話し合いが整いましたので、一部承継したく計画変更申請するものです。

以上で、農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議 長

事務局の報告が終わりました。
質疑等がある方はお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。
お諮りします。議案第3号、申請番号1番の1件については、承認することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認め、申請番号1番の1件については、議案のとおり承認することに決しました。

続きまして、議事日程第11、議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とし、処分の決定を求めます。申請番号5の1番から16番の16件を上程し、審議いたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局

はい、議長。農地調整係長。

議 長

はい、農地調整係長。

事務局

ただいまご上程いただきました、農地法第5条の規定による許可申請につきまして、ご説明いたします。

議案書の7ページから11ページ関連です。

議案書7ページをお願いいたします。

議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請について、次のとおり農地法第5条の規定による許可申請がありましたので、処分の決定を総会にお願いするものです。

申請番号5の1番から16番につきまして、権利関係、申請地の所在、面積等及び申請人の住所、氏名並びに転用目的、農地区分等については、議案書に記載のとおりです。

申請番号5の1番は、都市計画法の用途地域内にあり、農地区分は、議案書に記載のとおりです。

申請番号5の2番は、都市計画法の用途地域内にあり、農地区分は、議案書に記載のとおりです。

申請番号5の3番は、都市計画法の用途地域内にあり、農地区分は、議案書に記載のとおりです。

8ページをお願いいたします。

申請番号5の4番は、上下水道施設が埋設されている道路に面し、かつ、500メートル以内に二つ以上の公共公益施設が存在していることから、農地区分は、議案書に記載のとおりと思われます。

なお、申請地はすでに農地以外の利用がなされており、申請人より始末書が出されています。

申請番号5の5番は、農業公共投資がある区域ですが、周辺には住宅が点在し、申請地は周辺集落に接続していることから、第1種農地の不許可の例外に該当すると思われます。

申請番号5の6番は、市街化が見込まれる市街地に近接する区域内にあり、周辺の一団の農地も10ヘクタール未満の農地に該当すると思われます。

申請番号5の7番は、JRの駅から約160メートルのところに位置しており、農地区分は、議案書に記載のとおりと思われます。

9ページをお願いいたします。

申請番号5の8番は、農用地区域内にありますが、一時転用申請であり、不許可の例外に該当すると思われます。

申請番号5の9番は、農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も10ヘクタール未満で、小集団の生産性の低い農地に該当すると思われます。

なお、申請地はすでに農地以外の利用がなされており、申請人より始末書が出されています。

申請番号5の10番は、農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も10ヘクタール未満で、小集団の生産性の低い農地に該当すると思われます。

なお、申請地はすでに農地以外の利用がなされており、申請人より始末書が出されています。

10ページをお願いいたします。

申請番号5の11番は、農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も10ヘクタール未満で、小集団の生産性の低い農地に該当すると思われます。

申請番号5の12番は、JRの駅から約30メートルのところに位置しており、農地区分は、議案書に記載のとおりと思われます。

なお、申請地はすでに農地以外の利用がなされており、申請人より始末書が出されています。

申請番号5の13番は、農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も10ヘクタール未満で、小集団の生産性の低い農地に該当すると思われます。

11ページをお願いいたします。

申請番号5の14番は、農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も10ヘクタール未満で小集団の生産性の低い農地に該当すると思われます。

なお、本件申請は太陽光発電所用地を目的とした案件であり、渋川市自然環境、景観等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例の許可が必要です。農地法第5条第1項の規定による許可をするには、農地法施行規則第57条第1項第2号において、申請に係る事業の施行に関して、行政庁の免許、許可、認可等の処分を必要とする場合においては、これらの処分または処分の見込みが必要であるとされております。

条例担当課へ本件について確認したところ、本総会までに許可の見通しが立つとの回答が得られませんでした。つきましては、農地転用の許否の判断は保留とし、引き続き来月の総会に上程させていただきたいと思います。

申請番号5の15番は、農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も10ヘクタール未満で、小集団の生産性の低い農地に該当すると思われます。

申請番号5の16番は、北橘行政センターから約200メートルのところに位置していることから、農地区分は議案書に記載のとおりと思われます。

以上で、農地法第5条の規定による許可申請の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。

申請番号5の1番から16番の16件について審議いたします。質疑のある方はお願いいたします。

2 番

はい、議長。2番、高橋。

議 長	はい、2番、高橋昭彦委員。
2 番	申請番号5の5番の案件について、過去に転用申請が出たところが、利用集積か何かで出て、報告書を上げているような話を聞いたんですが、その辺について、ご説明もう一度よろしくお願いします。
事務局	はい、議長。農地調整係長。
議 長	はい、農地調整係長。
事務局	8ページの申請番号5の5番ということの質問でございます。 この方、受人が個人名ですが、実情とすると、不動産会社を個人名でやっているということになっています。以前の許可申請の中で、今回の申請地の隣を4区画の建売分譲用地ということで、許可を得た受入人です。この方、現地確認を今回したところ、隣の用地1区画しか建物が建っておりません。そんな状況がありまして、年度末に運営委員さんと協議をして、建売分譲の許可を取ったのに、まだできてないような業者を今後どうしていくかというような協議をさせていただきました。その中で、進捗報告の中ではコロナ禍で部材が入ってこないというような説明がありました。その説明を協議した中で、このような状況なので、3年間程度は様子を見ていきましょう、というような運営委員さんとの協議になっているところです。 そのため、今回この方は別の申請ではありますが、申請を受けさせてもらったというような状況です。 また、そのような建売ができてないようなところがあるようであれば、随時確認をしていきまして、今後どのようにしていくかは、協議をさせていただければと思っております。以上です。
2 番	はい、議長。2番、高橋。
議 長	はい、2番、高橋昭彦委員。
2 番	前回の隣のところは、何年頃でしたか。
議 長	おそらく3年前か。
2 番	3年か4年前、と思うんですけれども。
事務局	はい、議長。農地調整係長。

議 長	はい、農地調整係長。
事務局	許可はまだ3年経ってはいないんですが、少なくとも1年以上は経っています。1年以上3年未満で、前回の部分は許可を得ている場所ということで認識しております。
2 番	ということは、これから3年見て、ということですか。
事務局	いえ、一応、許可から3年間を経過したところは今後どうしていかうかというところでご協議をさせていただければということで考えております。
議 長	いいですか。申請人の受人の方について、会長職務代理者の方から、質問があったわけですが、許可を受けていて、ある程度の年数を経ちますと、県に報告しなければいけない事案が発生してきます。ですので、運営委員としては、調査をさせていただきました。その中で、先ほど会長職務代理者から、この方が以前にも申請が一回出てきたんだけどどういうことか、ということでありました。コロナ禍で部材が入ってこない、何々が入ってこないということの、その辺のところはご容赦して、もう少し様子を見ようということになったわけです。 今の質問について、皆さんに周知させていただくために、会長職務代理者の方から質問があったということを承知の上でお願いしたいと思いますので、よろしくお願いします。よろしいですか。
2 番	はい。
議 長	質疑を打ち切ります。 お諮りします。議案第4号、申請番号5の1番から16番の16件のうち、現時点で他法令の許可もしくは許可見込みが確認できない、申請番号5の14番の1件については保留とし、申請番号5の14番を除く申請番号5の1番から16番の15件については、許可することでご異議ございませんか。 （「異議なし」の声あり）
議 長	異議なしと認め、申請番号5の1番から16番の16件のうち、申請番号5の14番の1件については保留とし、申請番号5の14番を除く申請番号5の1番から16番の15件については、議案のとおり許可することに決しました。 続きまして、議事日程第12、議案第5号、農用地利用集積計画の決

定についてを議題とし、議決を求めます。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 はい、議長。事務局長。

議長 はい、事務局長。

事務局 ただいまご上程いただきました、議案第5号、農用地利用集積計画の決定についてをお願いいたします。

農用地利用集積計画の決定について、農業委員会の議決をお願いするものでございます。

内容についてご説明いたします。この農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農業委員会の決定を経て定めることとなっております。

今回の計画決定に伴う対象農地については、渋川地区・子持地区・赤城地区・北橋地区における農用地利用集積計画です。

なお、この計画概要の公告は、令和5年6月1日を予定しています。

計画概要については、13ページの表の右の合計の列に記載のとおり利用権設定に係る利用権存続期間の合計は、渡人が32人、受人が24人、筆数が57筆、面積が9万2,924平方メートルです。

個別の内訳は、14ページから16ページの令和5年6月1日公告利用権設定総括表に記載のとおりです。

また、この計画については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えています。

以上で、議案第5号の説明を終わります。ご審議のうえ、ご議決くださいますよう、よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。
質疑のある方はお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。
お諮りします。議案第5号、農用地利用集積計画の決定につきましては、認めることでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、議案のとおり承認することに決しました。

以上をもちまして、第16回総会を閉会いたします。
ご協力ありがとうございました。

閉会　＜午前１０時１０分＞